

# 令和 8 年度 学童クラブ利用案内

学童クラブは、放課後や夏休みなどに、保護者が留守となる家庭の小学生をお預かりするところです。町内には公設と民設の学童クラブがあります。

入室基準	利用するには、保護者が以下のいずれかに該当する必要があります。 (1)就労(週 4 日以上) (2)就学(週 4 日以上) (3)出産 (4)疾病 (5)介護・看護 (6)上記に類する状態にあると町長が認める場合
保育時間	学校登校日 公設学童クラブ 放課後 ～ 午後 7 時 かしのき学童 放課後 ～ 午後 6 時 30 分 長期休業期間 公設学童クラブ 午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時 かしのき学童 午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分
学童クラブの運営について	小学校敷地内の「公設学童クラブ」と、各小学校から通える民間の「かしのき学童クラブ」があります。公設学童クラブは町から指定管理を受ける業者が運営し、かしのき学童クラブは町が助成し保護者会が運営しています。

## 〈 申請受付期日 〉

継続利用 (新規の弟妹含む)	申請書等を在籍している学童クラブに提出してください。 受付期間 令和 7 年 12 月 1 日 (月) ～ 12 月 8 日 (月)
4月新規入室	令和 8 年 1 月 9 日 (金) 午前 9 時 ～ 午後 2 時 1 月 10 日 (土) 午前 9 時 ～ 正午 受付場所：松伏町役場第二庁舎 3 階 301 会議室
年度途中入室	入室希望月の前月 15 日まで ※15 日が土日祝日の場合は直前の開庁日 ※かしのき学童クラブ希望者は、申請前に施設へ連絡してください。

## 松 伏 町

問い合わせ先 すこやか子育て課

TEL 048 - 991 - 1876(直通)

# 令和8年度 学童クラブ利用案内

## 1 学童クラブ入室要件及び必要書類

### (1)入室要件

保護者が以下のいずれかに該当し、放課後に児童を保育できないことを証明する書類が必要です。  
※町外の小学校等に通う児童は利用できません。

保護者の状況	確認書類
(1)就労(週4日以上)／ 仕事をしているため、放課後に児童の保育ができない場合 ※終業時間(通勤時間を含む)が午後3時以降	①就労証明書(証明日から2ヶ月以内) +シフト表(変則勤務の場合) +開業届、確定申告写し(自営業) +商業登記簿謄本(法人代表)
(2)就学(週4日以上)／ 技能修得のため、学校等に通学している場合 (放送大学、通信教育、自動車教習所を除く)	①在学証明書 ②時間割表
(3)出産／ 出産のため、児童の保育ができない場合 (出産前2ヶ月から後5ヶ月の間について申込みが可能)	①母子健康手帳の写し
(4)疾病・障がい／ 病気、負傷、心身に障がいがあるため等の理由により、 児童の保育ができない場合	①申立書 ②医師の診断書または 障害者手帳の写し
(5)看護・介護／ 長期に渡る疾病や、心身に障がいのある人がいる家庭で、 保護者がいつも看護にあたり児童の保育ができない場合	①申立書 ②医師の診断書、介護認定書 または障害者手帳の写し
(6)上記(1)から(5)に類する状態であると町長が認める場合	状態に応じて必要な書類

### (2)申込みにあたって

小学校内に複数の 学童クラブがある場合 (松伏小、松伏第二小)	児童数がかたよらないよう調整して入室クラブを決定します。 第一希望の学童クラブに入室できない場合がありますがご了承ください。
児童に障がいがある 場合	軽度の障がいでも集団生活ができる場合は、学童クラブを利用することができます。 <u>障害者手帳または医師の診断書等の写しを提出</u> してください。
入室希望者が定員を 超えた場合	【学童クラブ入室選考基準】に基づき選考を行い入室決定します。 (1)低学年より順に入室を決定する。 (2)児童を主として保育している保護者の状況により優先順位を設定する。 ①ひとり親家庭 ②保護者が常勤(正社員等) ③保護者が非常勤(パート等)

### (3)入室してから

保育時間	学校登校日 公設学童クラブ 放課後 ～ 午後7時 かしのき学童 放課後 ～ 午後6時30分 長期休業期間 公設学童クラブ 午前7時30分～午後7時 かしのき学童 午前7時30分～午後6時30分
休室日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日) 感染症の流行や天候不良などで学校・学級が閉鎖したとき(公設学童クラブのみ)
土曜保育	公設学童クラブは輪番(持ち回り)で実施しています。学童クラブに申請してください。 なお、送り迎えは保護者が行ってください。
送迎	児童が事故や犯罪にあわないために、必ず保護者の方が行ってください。 保育時間内のお迎えが困難な場合は、ファミリー・サポート・センター(有料/電話990-9010)の利用などを検討してください。

## 2 施設概要

	小学校区	学童名	定員	電話番号	保育料等
公設	松伏小学校	いるかクラブ	70人	991-0128	保育料 月額 7,000円 おやつ代 月額 2,000円 保険料 年額 800円 土曜保育 月額 1,000円
		りす学童クラブ	70人	993-1288	
	金杉小学校	杉の子学童クラブ	45人	991-0108	
	松伏第二小学校	なごみ学童クラブ	70人	992-0297	
		どんぐり学童クラブ	60人	992-4370	
民設	町内の3校	かしのき学童クラブ 住所:松伏188-3 (かしのき保育園の隣)	40人	991-7830	保育料 月額 7,000円 おやつ代 月額 2,000円 保険料 年額 800円

### < 学童クラブ保育料助成制度 >

町教育委員会での就学援助制度の認定を受けた児童を対象に、在籍1か月当たり月額3,000円を町が助成します。なお、生活保護を受給している方は、すこやか子育て課にご連絡ください。

【申請方法】令和8年度就学援助制度の認定後、認定通知に助成申請書を同封しますので、すこやか子育て課に提出してください。在籍月数に応じ、令和9年4月下旬に指定口座に振込します。

## 3 申請受付期間(継続利用・新規利用・途中入室)

継続利用(新規の弟妹を含む)	申請書および就労証明書等を在籍している学童クラブに提出してください。 <b>■提出期間</b> ／令和7年12月1日(月)～12月8日(月)			
4月新規入室	<b>■受付期日</b> ／令和8年1月9日(金)午前9時～午後2時 1月10日(土)午前9時～正午 <b>■受付場所</b> ／松伏町役場第二庁舎3階301会議室 <b>■提出書類</b> ／申請書、確認書類(就労証明書等) <b>■結果通知</b> ／2月下旬に発送予定  ※二次受付 令和8年2月13日(金)までに書類をすこやか子育て課に提出してください。 なお、定員に達した場合、二次受付を実施しない学童クラブもあります。			
年度途中の入室	<b>■公設学童クラブ(いるか、りす、杉の子、なごみ、どんぐり)</b> 入室希望月の前月15日までにすこやか子育て課へ申請してください。 (15日が土日祝日の場合は直前の開庁日)			
	入室月	申請受付締切日	入室月	申請受付締切日
	5月	4月15日(水)	11月	10月15日(木)
	6月	5月15日(金)	12月	11月13日(金)
	7月	6月15日(月)	1月	12月15日(火)
	8月	7月15日(水)	2月	1月15日(金)
	9月	8月14日(金)	3月	2月15日(月)
	10月	9月15日(火)		
	<b>■かしのき学童クラブについて</b> 申請する前にかしのき学童クラブへ直接連絡し、空き状況等を確認してください。			

★ 申請書記載例

※ 児童一人につき1枚提出してください。

新規・継続

		記入日		令和〇年〇月〇日	
受付印	保護者	氏名	学童 一郎		連絡先 自宅 048-991-1876 携帯 (父) 080-****-**** 携帯 (母) 090-****-****
		続柄	父		
		住所	〒 343 - 0111 松伏町松伏 2424 番地		

利用希望クラブ	第1希望	〇〇〇〇	学童クラブ	(備考)	
	第2希望	△△△△	学童クラブ		
	第3希望		学童クラブ		
小学校名	松伏 小学校	利用希望理由 両親が共働きのため			
利用希望児童	ふりがな	がくどう まこと		生年月日	学年 (新)
	氏名	学童 まこと		RO年〇月〇日	第1学年
	健康状態等	大きな病気 1 なし 2 あり 病名:			出身保育所 (園) ・認定こども園・幼稚園等
		心身の障がい 1 なし 2 あり 病名:			
		アレルギー 1 なし 2 あり 病状等: 卵			
その他 (具体的に)					
利用希望児童以外の家庭状況	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校	
	学童 一郎	父	32	会社員	
	花子	母	32	会社員	
	美香	姉	9	松伏小3年	
祖父母の状況	児童との続柄		氏名	年齢	住所
	父方	祖父			
		祖母	〇〇 〇〇	〇〇	松伏町〇〇
	母方	祖父	×× ××	××	松伏町××
		祖母	×× ××	××	松伏町××